

奈良県告示第五百二十一号

平成十九年三月奈良県告示第五百八十九号（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾